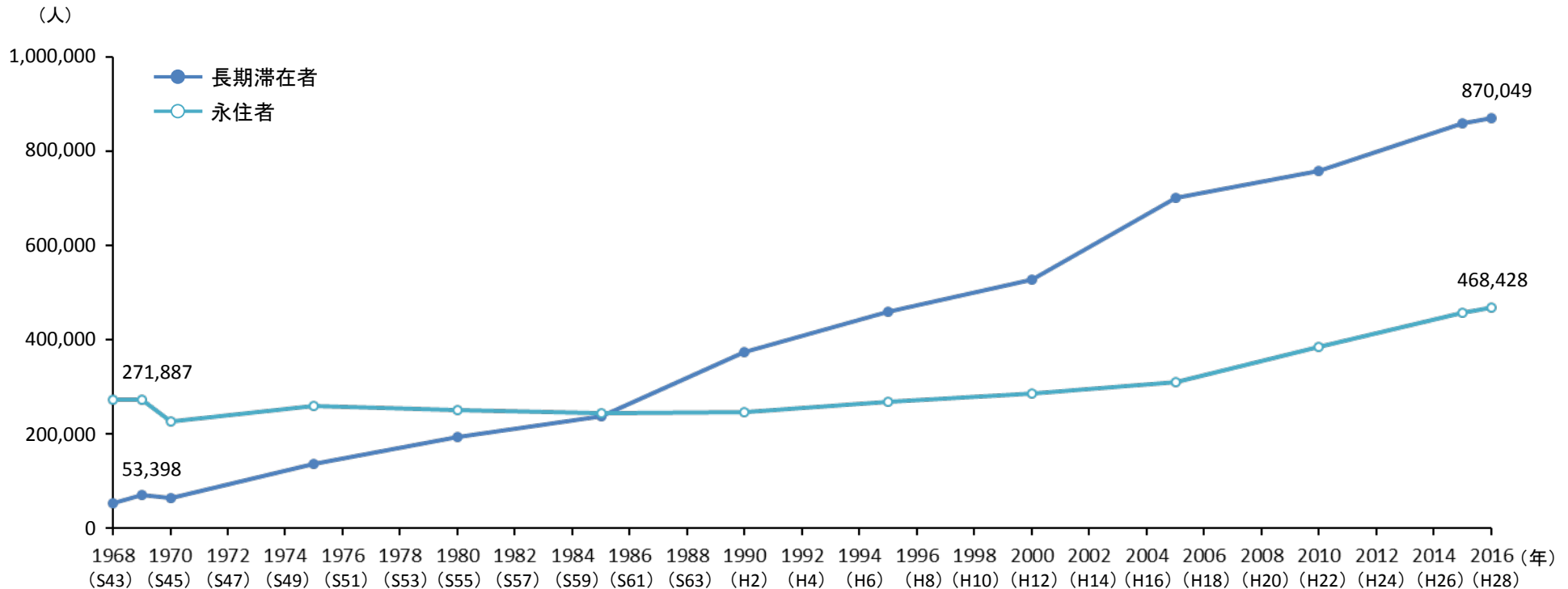


研究会の背景について  
ーグローバル社会・インターネット社会ー

## 海外在留邦人の増加

2016年10月1日現在の海外在留邦人数1,338,477人のうち、長期滞在者は870,049人(65.0%)、永住者は468,428人(35.0%)である。長期滞在者数については、1968年の約16倍まで増加している。

### 在留資格2区分別(①長期滞在者、②永住者)の在留邦人数の推移



注1) 海外在留邦人数調査統計は、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に資するため、旅券法の定めにより在外公館(日本国大使館、総領事館)に届出されている「在留届」を基礎資料として、各年10月1日現在の海外在留邦人の実態(所在の確認、緊急時連絡先の変更の有無等)を把握するために行うもの

注2) 3か月以上海外に在留している邦人のうち、生活の本拠を我が国から海外へ移した人々を「永住者」、海外での生活は一時的なもので、いずれ我が国に戻るつもりの人々を「長期滞在者」としている

注3) 2016年10月1日現在の値

注4) 1968年については、3月1日現在の値

## 日本人の海外への移動・海外からの移動

- 海外在留邦人数(H28.10.1時点)・・・約134万人 ※ 海外在留邦人数=長期滞在者数+永住者数
- 海外への転出者数(H28年度)・・・約17万5千人(H24年度 約16万5千人)
- 海外からの転入者数(H28年度)・・・約17万人(H24年度 約14万人)

出所) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

## 海外長期滞在時に想定される行政手続(例)

- 在外選挙人名簿登録(H28.9.2時点登録 約10万4,000件、H28年度新規登録 約13,000件)  
・・・旅券、住所要件期間中引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足る文書 等が必要
- 海外において年金を受給するための現況届(H28年度届出件数 約34,000件)  
・・・居住国の在外公館で発行された在留証明書 等が必要
- 在外公館における一般旅券発給(H28年発給冊数 約124,000冊)  
・・・新規旅券の申請、記載事項変更旅券の申請には戸籍謄(抄)本が必要
- 在留届・・・H28年届出件数 約20.8万件(※ 変更届等も含む。)
- 海外において生じた戸籍法に基づく身分関係の変更届出(出生、婚姻、離婚、死亡等・・・H28年度届出件数計約38,000件)  
・・・旅券、滞在を証明する書類(ビザなど)、本籍地の変更を伴う場合等は戸籍謄(抄)本 等が必要

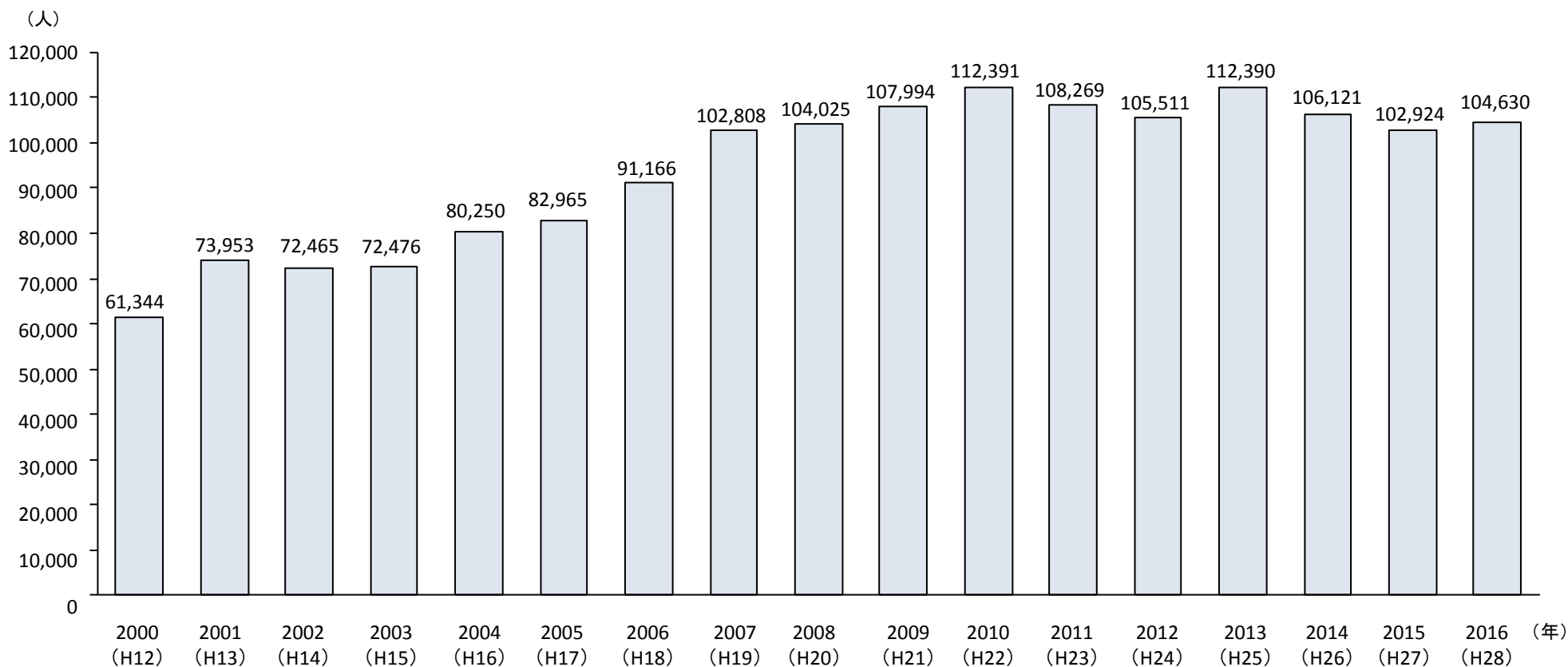
### 海外長期滞在時に想定されうる民間手続・サービス(例)

- 銀行サービス
  - …非居住者となる場合、非居住者向けの銀行サービス(インターネットバンキングの一部が使用可能)への切り替えができる。  
切替手続のうち、住所変更の届出に当たり、出国先国名が記載された住民票の除票・居住国の在外公館で発行された在留証明書・出国先住所が記載された旅券の写しのうちいずれか1つの提出が必要となる場合がある。
  - ※ 非居住者の国内預金口座の新規開設、住宅ローンの新規申込みを受け付けている銀行サービスは調査した限り確認されないが、インターネットによる非居住者の海外での住所等の公証が可能となれば、サービスとして提供される可能性があるのではないか。
- 生命保険契約
  - …既に契約している非居住者は、海外での住所情報等の提出が必要。
- 現地企業への就職
  - …就労ビザの申請に当たり、日本の大学等の卒業証明書を取り寄せた上で、在外公館における証明が必要となる場合がある。
- 日本の婚活サービスへの登録
  - …独身証明書(本籍地市町村が発行)の提出等が必要となる場合がある。
- 日本国内に所有する資産の売却
  - …例えば普通自動車を売却する場合、実印及び印鑑証明書等が必要。

## 在外選挙人名簿登録者数の増加

在外選挙人名簿登録者数は、2016年9月2日現在、104,630人となっており、在外選挙制度の開始された2000年に比し、約1.7倍に増加している。

## 在外選挙人名簿登録者数の推移



(注)

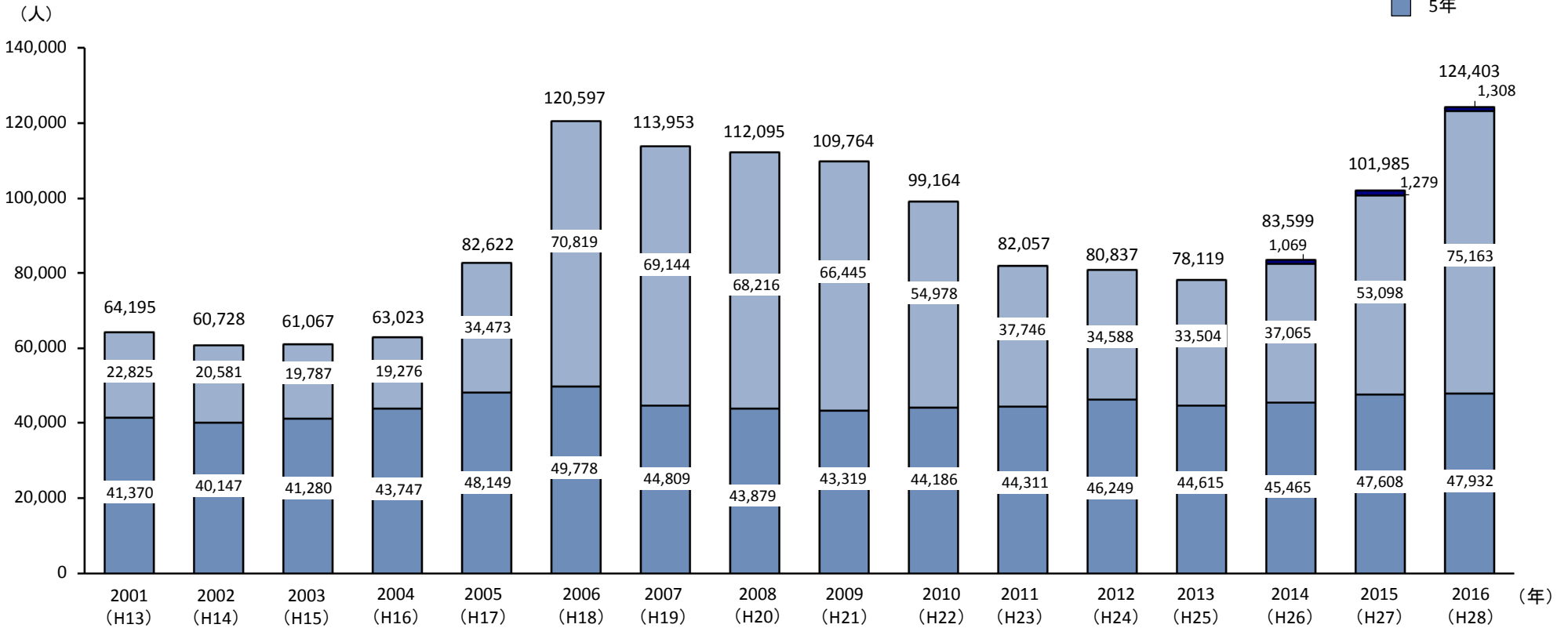
1. 各年の値は、各年9月2日現在の値である。

# グローバル化の進展

## 在外公館における一般旅券発給数

2016年の在外公館における一般旅券発給数は、有効期間5年が47,932冊、有効期間10年が75,163冊、記載変更が1,308冊であり、これらを合わせると12万冊を上回っている。

■ 記載変更  
■ 10年  
■ 5年



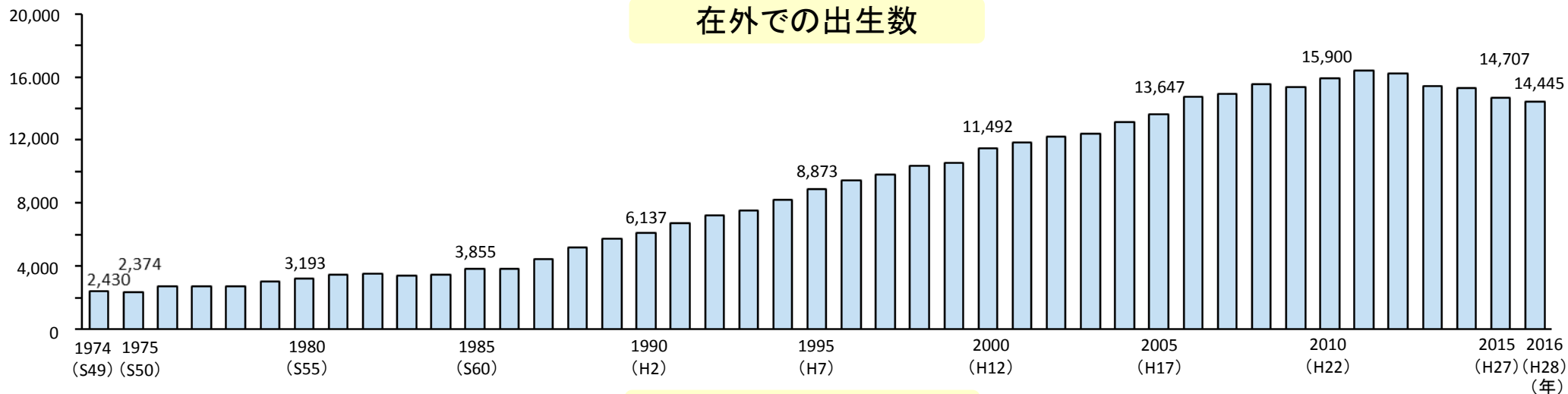
出所)外務省「旅券統計」

# グローバル化の進展

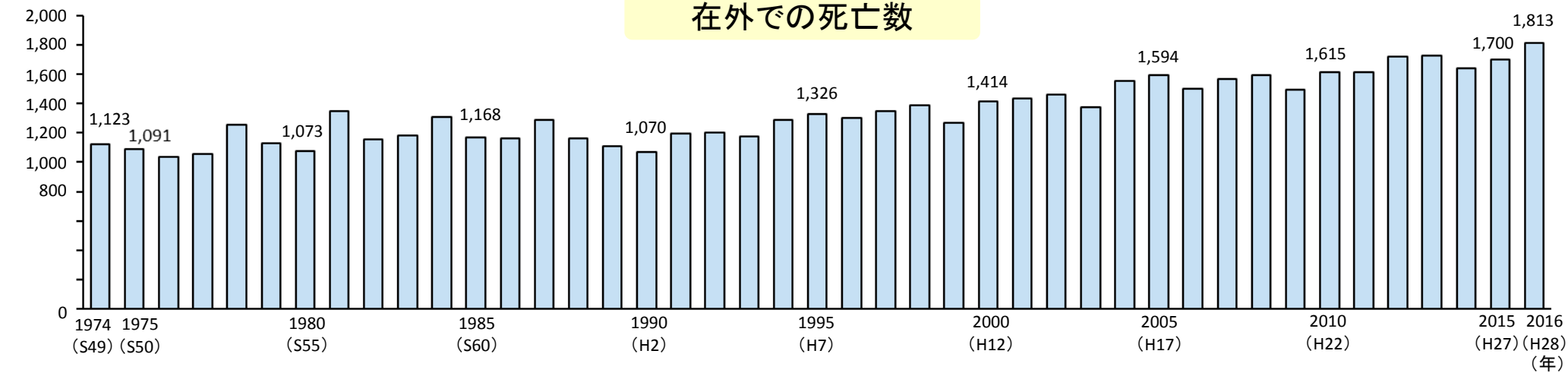
## 外国における日本人の出生数・死亡数

戸籍法に基づき行われる外国における日本人の身分関係の届出数は増加の傾向にある。

### 在外での出生数



### 在外での死亡数



注1) 人口動態統計は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象として集計されたもの

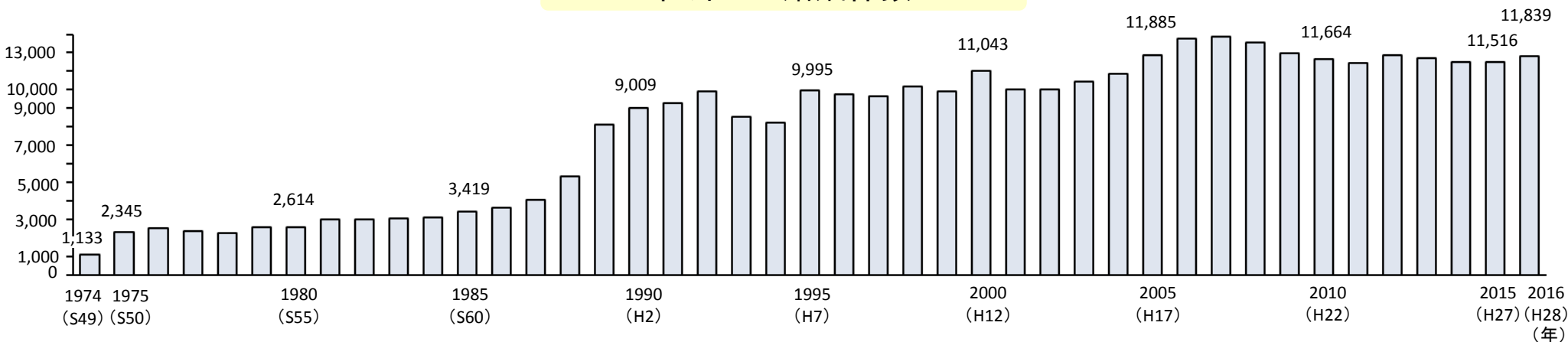
注2) ここでいう日本人は、出生については両親又は両親の一方が日本国籍のもの、死亡については死亡した者が日本国籍のもの

# グローバル化の進展

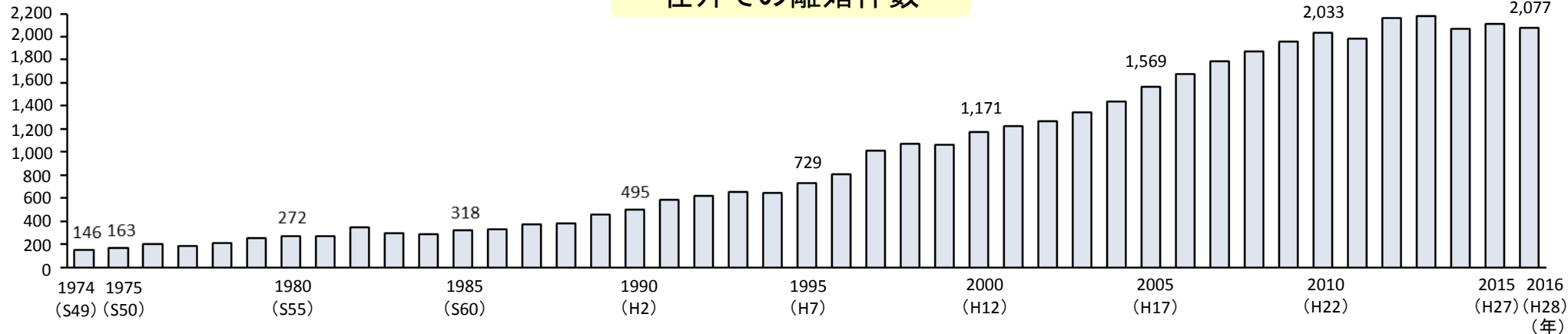
## 外国における日本人の婚姻件数・離婚件数

戸籍法に基づき行われる外国における日本人の身分関係の届出数は増加の傾向にある。

### 在外での婚姻件数



### 在外での離婚件数



注 1) 人口動態統計は、「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象として集計されたもの

注 2) ここでいう日本人は、婚姻・離婚については夫妻又は夫妻の一方が日本国籍のもの



## インターネット利用者数及び人口普及率の急増

2016年のインターネット利用者数は1億84万人となっている。人口普及率は1997年から約9倍に伸び、83.5%と高水準である。

### インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



(注) 調査対象年齢は6歳以上。

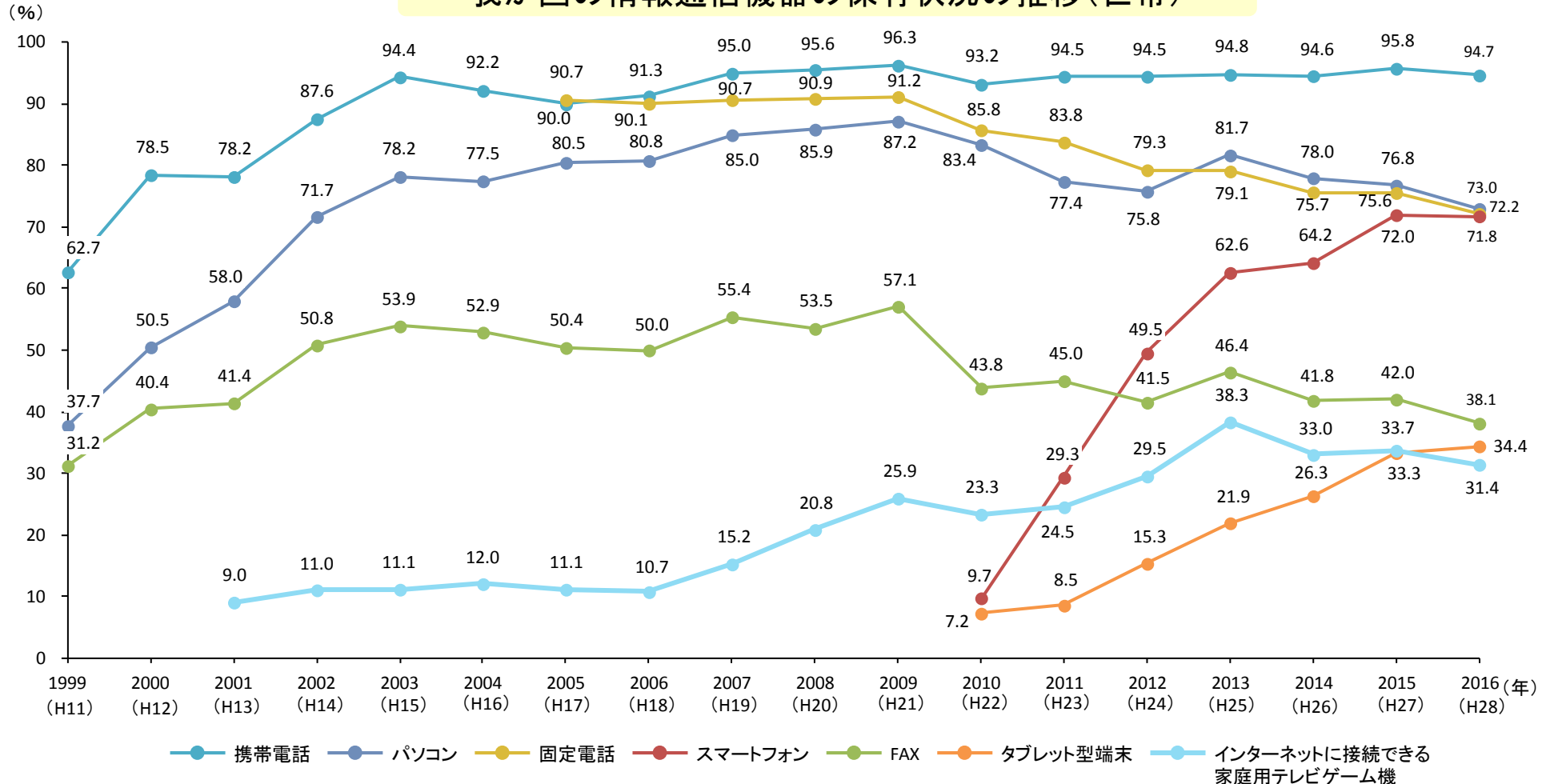
インターネット利用者数(推計)は、本調査で得られた過去1年間におけるインターネット利用者の割合に6歳以上の推計人口(国勢調査及び生命表等を用いて推計)を乗じて算出。無回答を除いて算出している。

# 情報化社会の進展

## 情報通信機器の保有率の上昇

身近なインターネット接続機器のうち、パソコンの世帯保有率については、2009年の87.2%をピークに、その後は概ね減少傾向である。他方、スマートフォンの世帯保有率については、2010年から2013年にかけて、急上昇している。

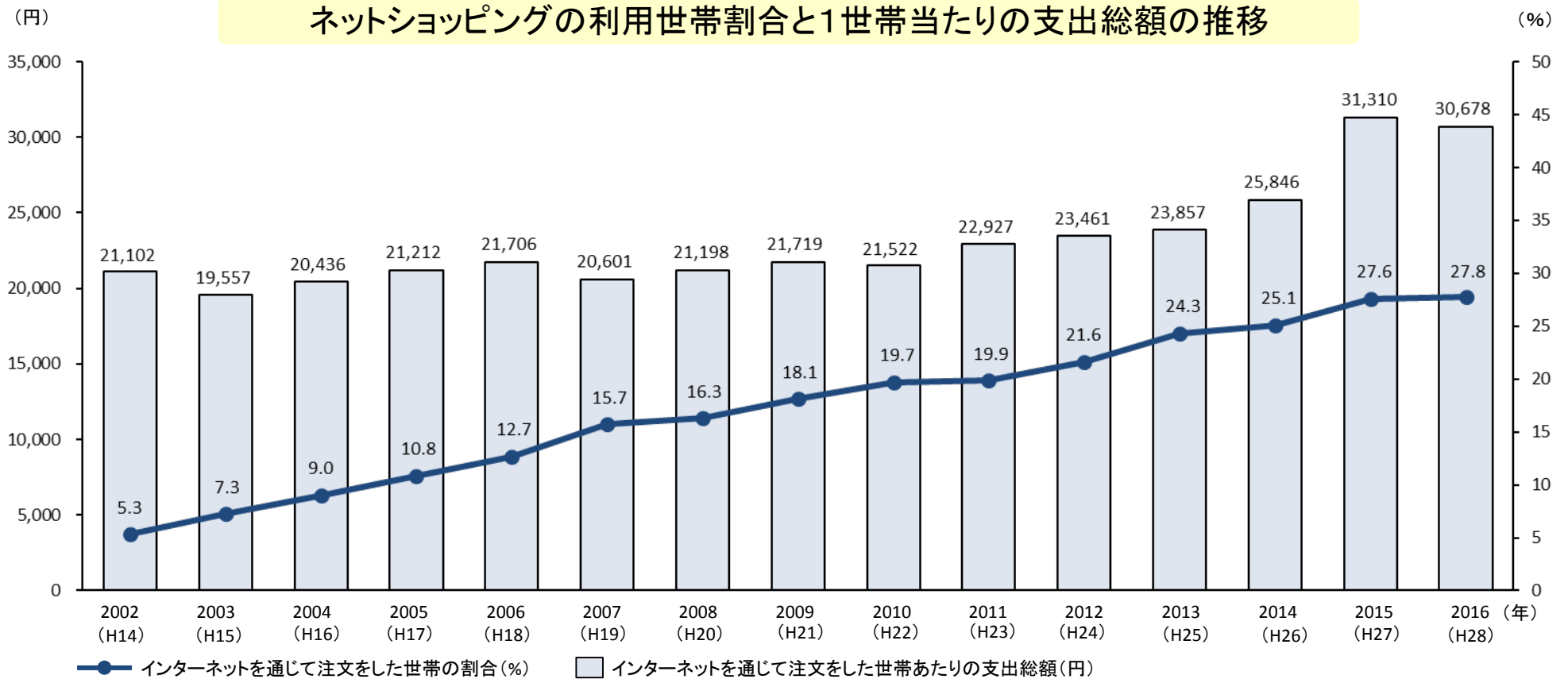
### 我が国の情報通信機器の保有状況の推移(世帯)



(注)携帯電話にはPHSを含み、2009年から2012年まではPDAも含めて調査し、2010年以降はスマートフォンを内数として含めている。

## ネットショッピングの普及

我が国の2人以上の世帯において、ネットショッピングを利用する世帯の割合は、2002年に5.3%であったが、2016年には27.8%に達しており、2002年比で5倍以上の伸びが見られる。



(注)2015年以降、調査項目を変更したため、2014年以前のデータと時系列で比較するには注意が必要。